

「帝紀」・「旧辞」成立論序説

笹川尚紀

【要約】 今日、『古事記』の原資料である「帝紀」・「旧辞」の完成時期を、天武朝以降に求めるのが通説的理解である。しかし、『古事記』序文からは、天武による「帝紀」・「旧辞」の撰録・討蕪の実施は読み取れず、また、『古事記』における王統譜の改作時期を天武朝以降に求める見解もその論証過程には不備が確認され、両書が『記』に直結する形に纏められた時期は、天智朝以前に遡及させなければならないといえる。

それを前提とし、主として『古事記』の王統譜を分析することで、現存諸史料には確認されない、息長氏・ワニ氏・尾張氏等の継体擁立氏族を主体とした、舒明朝における修史事業の存在を抽出した。その修史事業において、息長氏などは継体との関係を密接化させ、尊貴性を明確化させるために種々の系譜を創作したのだが、決してそれら氏族だけにメリットがあったと解釈すべきではない。修史事業参画氏族が、敏達―押坂彦人大兄―舒明という敏達王系と血縁関係を有していることに着目すれば、それら氏族出自の後妃を六世紀以降の王統の直接的祖である継体に至る王統譜上に添加し、その所生皇子などが即位するという事象を複数例造作することは、舒明即位の正統性を顕在化させることに結び付くのである。これを踏まえれば、舒明朝の修史事業とは、舒明の意向に立脚して推進された王権主導の事業であったことが判明する。

史料 八三卷三号 二〇〇〇年五月

はじめに

本稿は、『古事記』^①（以下「記」と省略）における王統譜を主として検討することにより、「帝紀」・「旧辞」の完成時期とその作成作業に関与した氏族、およびその作業の第一義的な目的の究明を試みるものである。王統譜を中心とする「帝

「紀」、伝承類を主体とする「旧辞」は、六世紀半ばに最初に筆録されたとするのが通説的理解だが、両書は以後、書き加えられ書き交えられたことは確実である。今日、「帝紀」・「旧辞」が「記」へと直結する形に纏められた時期を天武朝以降に求める見解^③が有力である。それは「記」序文から案出された説なのだが、王統譜の造作・改作にしても天武朝を重視する笠井倭人の見解が提出され継承されているのが現状である。しかし、私見ではそれらの論証過程には不備があり、絶対的な説とは言い難いと考える。

さらに、『記』の王統譜研究に関して付言すれば、従来、「息長」という氏族名を冠する皇族の者が多々確認され、また、ワニ氏出自后妃が多数看取されるなど、そのような特殊性に関心が向けられ個別的な成果が蓄積されている。殊に、息長氏に関しては、継体朝より以前に大王家と密接な関係を構築し、多数の後妃を輩出した「皇親氏族」と捉える見解も存する^④。しかし、そのような所説は、『記』の王統譜を全体的、総合的に把握するという視点が希薄であったが故に提示されたと考え、俄に従い得ない。また、王統譜の中でも重視べきは、子孫が即位する、いわゆる連続系譜であるが、先学は、連続系譜上に位置する后妃と、所生子が氏祖となるといった断絶系譜上にある后妃とを同一の次元で扱う傾向が強く、両者を峻別して論じることは少なかつたと思える。本稿では、特に如上の二点に焦点をあて検討を実施するが、このような観点から「記」王統譜を見直す時、従来指摘されなかつた明確な指向性を抽出し得るのである。

なお、ここで『記』そして『日本書紀』（以下『紀』と省略）でも素材となつたことが確実な「帝紀」・「旧辞」の改作時期および改作主体を究明する意義について述べておく。周知のように、時代を遡れば遡るほど『記』『紀』の記事の信憑性は希薄となり、研究素材として用いる際には、虚実という厚い表皮を丹念に削いでいく作業が必須となる。その作業とは「帝紀」・「旧辞」の検討に他ならないのだが、両書の改作時期あるいは改作に参与した氏族を確定することは、『記』『紀』の史実性の乏しい事象を抽出する際に有効となる。例えば、修史事業に関しては、推古二十八年是歳歳の厩戸皇子・蘇我馬子による「天皇記」・「国記」等の編纂、天武十年三月丙戌条の川嶋皇子ら十二名による「帝紀」・「上古諸事」

の記定事業等が確認されるが、それらに参画した者が、その出自氏族および関連氏族などを褒賞する伝承、あるいは政治的立場を示す説話などを付加した可能性を否定することはできない。このようなことを踏まえれば、『記』『紀』のテキストトリテイクを実施するための基礎的な作業と位置付けられるのである。

- ① 史料は特に断らない限り『新訂増補 国史大系』に依る。
 - ② 津田左右吉『日本古典の研究』上巻、第一篇、第四章、岩波書店、一九四八年。和田幸『殞の基礎的考察』『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』上、塙書房、一九九五年、初出一九九九年。
 - ③ 西宮一民『古事記の研究』1・I、(株)おうふう、一九九三年、初出一九九〇・九一年。金井清一『古事記序文私見』稗田阿礼の誦習したもの——『国語と国文学』五九—一、一九八二年、など。
 - ④ 笠井倭人『記紀系譜の成立過程について』『古代の日朝関係と日本書紀』、吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九五七年。
 - ⑤ 吉井巖(1)『応神天皇の周辺』『天皇の系譜と神話』一、塙書房、一九六七年。
 - ⑥ 藪田香融(1)『皇祖大兄御名入部について——大化前代における皇室私有民の存在形態——』『日本古代財政史の研究』、塙書房、一九八一
- 年、初出一九六八年。塚口義信『継体天皇と息長氏』『神功皇后伝説の研究』、創元社、一九八〇年、初出一九七六年。同『息長氏研究の一視点——綴喜郡の息長氏と「記」「紀」の伝承——』『東アジアの古代文化』七二、一九九二年。平野邦雄『継体朝の諸問題』『大化前代政治過程の研究』、吉川弘文館、一九八五年、初出一九八〇年。なお、塚口は近江国坂田郡の他に、山背国綴喜郡にも息長氏が居住していたとし、その息長氏が四・五世紀に大王家と繋がりを有していたと想定している。しかし、綴喜郡の息長氏の抽出に関しては疑問点が多く、俄に首肯し得ない。別稿で私見を詳述したい。
- ⑦ 『記』推古二十年二月庚午条に、堅塩媛の棺隈大陵への改葬がみえるが、同日、軽術で誅が行われ、境部臣摩理勢が「氏姓之本」を誅している。この「氏姓之本」とは蘇我氏の系譜と考えられ、それが推古二十八年の修史事業の際、素材となった蓋然性は高い。

第一章 『記』編纂の実態

本章では、天武朝の修史事業について検討する。先学は『記』序文や『紀』天武十年三月丙戌条に基づき、『記』『紀』編纂の端緒を天武朝に求めた。天武十年三月丙戌条の「帝紀」・「上古諸事」の記定事業は、後の『紀』に繋がる事業とする見解^①は妥当である。しかし、この時期に『記』の素材となった「帝紀」・「旧辞」には手が加えられていない。それは『記』序文から導き出されるのだが、最初にこれを詳述し、続いて、天武朝以降に改作の実施を求める諸説を批判す

る。

第一節 「記」序文の検討

和銅五年正月廿八日の日付を有する「記」序文の、以下の叙述において必要となる箇所を掲載する。なお、内容上の纏まりごとに丸数字を付す。

①於_レ是、天皇詔之、朕聞、諸家之所_レ賈帝紀及本辭、既違_三正実、多加_三虚偽。當_三今之時、不_レ改_三其失、未_レ經_三幾年、其旨欲_レ滅。斯乃、邦家之経緯、王化之鴻基焉。故惟、撰_三録帝紀、討_三覈旧辭、削_レ偽定_レ実、欲_レ流_三後葉。

②時有_三舍人。姓稗田、名阿礼、年是廿八。為_レ人聰明、度_レ目誦_レ口、拂_レ耳勤_レ心。即、勅_三語阿礼、令_レ誦_三習帝皇日繼及先代旧辭。然、運移世異、未_レ行_三其事_一矣。

③於_レ焉、惜_三旧辭之誤件、正_三先紀之謬錯、以和銅四年九月十八日、詔_三臣安万侶、撰_三録稗田阿礼所_レ誦之勅語旧辭_一以献上者、謹隨_三詔旨、子細探摭。(後略)

右記の史料の解釈は錯綜しており、通説的見解すら提示し得ない状況といえる。しかし、天武により「帝紀」・「旧辭」の撰録・討覈が実施されたとする所説が優勢的であり、それを起点に立論されることが多い。例えば、「天武御識見本」が完成し、稗田阿礼がそれを暗誦・記憶したとする西宮一民の説^②、稗田阿礼の誦習は、諸家が保有し朝廷に提出された「帝紀」・「旧辭」、天武が撰録・討覈したものと二度にわたり実施され、「天武本古事記」なるものがほぼ完成したとする金井清一の説^④、稗田阿礼を助手に、皇室に伝来する「帝紀」・「旧辭」を中心にして天武は「削_レ偽定_レ実」作業を行ったが、崩御により中断したとする青木和夫の説^⑤があげられる。

だが、そもそも天武による撰録・討覈作業が存在したと把握してよいのか。なぜなら、夙に津田左右吉が的確に指摘したように^⑥、②の「未_レ行_三其事_一」の「其事」とは、天武①詔の「撰_三録帝紀、討_三覈旧辭、削_レ偽定_レ実」を指すとするの

が妥当だからである。「未_レ行_ニ其事_一矣」は、元明③詔に稗田阿礼の誦習の実施が確認されることから、②の内容ではなく天武①詔を受けることは明白である。天武①詔の主眼は、諸家の保持する「帝紀」・「旧辞」の内容を正すため撰録・討覈を実施することに求められ、「未_レ行_ニ其事_一矣」はその有無を明示する意味を負っているといえよう。西宮は、「流_ニ後業_一」を指すとするが、後世に流伝させることは、撰録・討覈の結果、必然的に行われる事象であり天武①詔の眼目と捉えるべきではない。

しかし、上述の解釈を埒外に置いても諸説には問題点があると考える。まず西宮説だが、「天武御識見本」が完成したのに後世に流伝させることが出来なかつたとは一体どういうことか。加えて、完成したものが存在するなら、稗田阿礼の誦習作業にどのような意味があつたのか。西宮は、阿礼の誦習を「帝紀」・「旧辞」を一書に纏めるための前提作業と把握しているようだが、天武①詔からは一書に編纂するという意図は読み取れない。このような認識は先行研究に普遍的に看取されるが、元明朝に『記』が完成したことから案出された結果論的解釈といえ、改める必要性があろう。次に金井説だが、序文からそこまで読み取れるのか。太安万侶は、やはり読み手が理解できるよう考慮して序文を作成したと把握すべきで、必要以上に行間を読み取るべきではないと考える。最後に青木説であるが、『記』上・中巻の部分は天武により撰録・討覈が施されたとするが、例えば、『記』中巻・景行段の景行と孝靈孫・針間之伊那毘能大郎女、同じく景行とその生子ヤマトタケルの曾孫・訶具漏比売といつた不自然な婚姻関係が確認されることは、その障壁となるのではないか。それでは、稗田阿礼が誦習したとする「帝紀」・「旧辞」とはどのようなものだったのか。津田は、太安万侶の作業期間が四ヶ月という短期間であつたことを踏まえ、稗田阿礼の誦習作業は、王家に伝来していた「帝紀」・「旧辞」のみを素材とし、天武が「削_レ偽定_レ実_一」を実施するための準備的なものであつたと位置付けた。しかし、この津田の見解は、不幸にも研究史上あまり省みられることはなかつた。その理由を佐々木一紀は、宮廷に伝わる一本（一伝承）と解釈したことにより、複数の伝承を統合して成立した『記』の伝承形態と矛盾してしまうことに求めている。そこで佐々木は、阿礼誦習

の「帝紀」・「旧辞」を天智朝以前の編纂物と捉えるべき可能性を示唆し、津田説を合理的に把握しようと試みているのだが、^⑦私見もそれに左袒したいと考える。そもそも、諸家の「帝紀」・「旧辞」は、天皇への仕奉説話を創出するために、^⑧あるいは王統譜に氏祖を連結させることで自氏の尊貴性を高めるために、王家所有のものが書写され現出した可能性が高い。それらは、天武^①詔から窺えるように、各氏族の者により改作・潤色の手が加えられていた。そのような状況を踏まえるなら、複数の伝承の統合といった作業が天智朝以前に王家内部において実施されなかつたと断言できようか。事実、『紀』推古二十八年是歳条には、厩戸皇子と蘇我馬子が主体となり修史事業が展開されたと記されている。天武による撰録・討覈が是認されない以上、『記』伝承の統合性の現出は、天智朝以前に求めるべきなのである。^⑨

以上、『記』の編纂過程に関する私見は、基本的に津田説を継承する。なお、『記』序文が語る事柄と天武十年の記定事業との時間的前後関係が議論の的となっているのだが、本論の主旨から逸脱するため後考を俟つこととする。

第二節 「記」とワニ氏

本節では、主にワニ氏の分析により天武朝以降に「帝紀」・「旧辞」の完成を主張する諸説を吟味する。周知のように、『記』にはワニ氏出自の後妃、およびその氏祖伝承が多数散見する。このような事例に関しては、ワニ氏により「帝紀」・「旧辞」に架上されたと捉えるべきだが、問題はその時期がいつかである。通説は上述のように天武朝以降に求めているのだが、問題点を多く有している。以下、諸説の批判を行う。

まず、坂本太郎の見解を取り上げたい。坂本は、『記』にワニ氏関連の記事が多数みられることを、壬申の乱の功臣・和珥部臣君手が「稗田阿礼の旧辞討覈に参加して、丸邇臣一族の伝承をそのなかに加えた」結果とし、その理由として『釈日本紀』私記所引の和邇部臣君手記に注意を払い、君手が文筆に縁のあったことをあげる。しかし、稗田阿礼の「旧辞」討覈に関しては、前節で述べたように首肯し得ず、加えて、坂本が提示する傍証だけでは、和珥部臣君手の関与を想

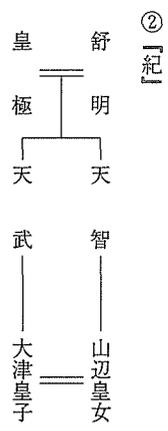
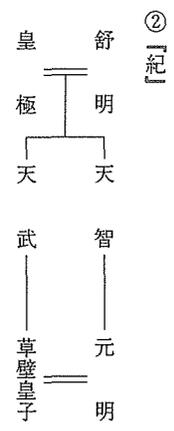
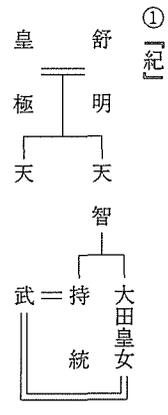
定するには不十分である。

続いて、岸俊男の見解を検討する。岸は、稗田阿礼が鎮魂の儀に奉仕し猿女を貢上する猿女公氏の出自であり、その猿女が小野臣・和邇部臣といったワニ氏同族からも貢上されていたことから〔類聚三代格〕弘仁四年十月二十八日太政官符、猿女貢上という職掌を媒介とした結び付きにより、阿礼を通じてワニ氏の系譜・伝承が定着した可能性を示唆した。だが、職制律・詔書施行而違条に「凡被詔書、有_レ所_レ施行_二而違者、徒_二二年。失錯者、杖八十。失錯、謂、失_二其旨_一、其動及論奏、得罪亦同。（略）」とみえ、詔勅等の主旨に反した場合の罰則が規定されており、稗田阿礼は忠実に天武の命に従ったと想定される。そもそも、律の規定を考慮しなくとも、一介の舍人である稗田阿礼が「為_レ人聰明、度_レ目誦_レ口、拂_レ耳勸_レ心」ということを理由に天武により大抜擢され、輝かしい栄誉が与えられたことを踏まえれば、阿礼が天武の命に背くはずはなく、ワニ氏が阿礼を媒介にして自氏の伝承等を「帝紀」・「旧辞」に挿入させたとは推定し難い。

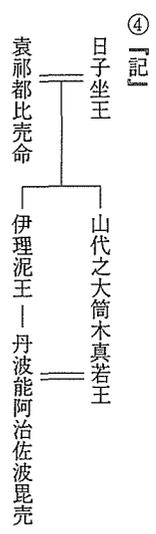
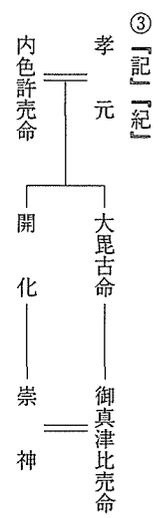
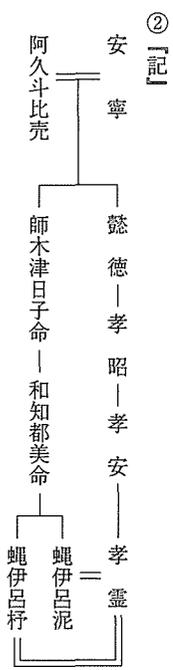
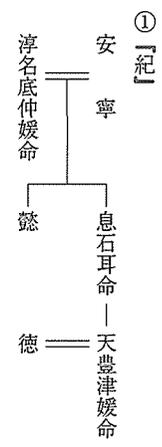
以上、坂本、岸両説の批判を行ったが、続いては笠井倭人の見解を検討する。笠井の所説を簡潔に纏めれば以下のようになる。まず、笠井は、姨・甥婚、伯父・姪婚といった異世代婚は、孝安以前、日子坐王系譜・若野毛・二俣王系譜といった付加的系譜（笠井は、皇統を明示する上で主體的な役割を果たさないが、二世代以上にわたり記載され、且つ氏族伝承的な性格を有する系譜に対し、付加的系譜という名称を与えている）、欽明朝以降といった三群にほとんど看取されることに着目し、細かな分析を経た上で、孝安以前、付加的系譜にみえる異世代婚は、欽明朝以降のものに投影であり後代において造作されたとする。続いて、笠井は、配偶者の父系をそれぞれ辿った時、母系の出自が相違する異母系親族婚と、同じ母系に到達する同母系親族婚（図1）に注目し、垂仁朝から天智朝にかけて異母系親族婚しがなく、天武朝以降および欠史八代・付加的系譜だけに同母系親族婚が集中することから、天智朝以前に同母系親族婚は存在せず、天武朝で実施されるようになったそれに依拠して欠史八代・付加的系譜のものが創作されたとする。これらの検討に基づき笠井は、『記』『紀』系譜は最終的に天武朝史局の手を経て成立したという推断を下しているのである。

【図1】

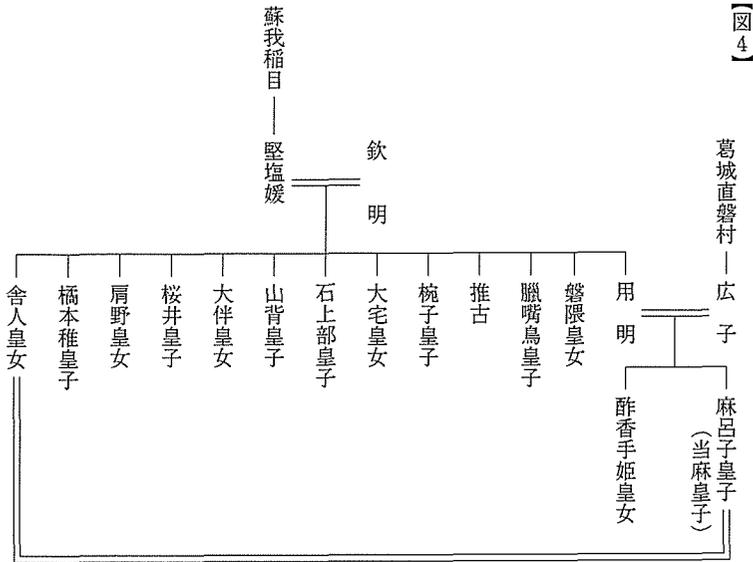
☆同母系親族婚系譜（天武以降）



☆同母系親族婚系譜（欠史八代および付加的系譜）



※笠井俊人論文掲載の図を一部改めて記載した。なお、異母系親族婚系譜は、抜粋したものの他十五例が記載されている。



未記載であることから、五世紀代に二王家が存在し世襲王権が未確立であったとする見解が有力である。^⑧ 私見は、『宋書』にみえる「倭讚」・「倭濟」の「倭」を姓とし、倭の五王を男系の同一血縁集団の者とする説を妥当と考えるので、原鳥説などには賛同し得ない。しかし、反正と考えられる珍と、允恭と推測される済の続柄が確認されない事実から、両者は『記』『紀』が語るような同母兄弟ではなかったと思われ、五世紀代の王統譜が改作されている可能性は高い。よって、先の同母系親族婚は天武朝以降に造作されたとする原鳥の想定も捨てきれない。要するに、五世紀代の王統譜から他に同母系親族婚を摘出し得ても、後代に創作されたと解釈する余地もあることとなるのだ。

そこで、史実の可能性が濃厚な継体朝以降、孝徳朝以前の婚姻関係を精査してみるに、上のものを発見できた(図4)。「紀」推古十一年七月丙午条に確認される用明皇子と欽明皇女の婚姻は一世代の相違がある。しかし、年齢的に不自然ではなく史実と見做して間違いない^⑨。以上のことを確認し、当麻皇子・舎人皇女の父系をそれぞれ辿ってみるに、最終的には堅塩媛という女性に到達する。これはすなわち、笠井の言う同母系親族婚に合致しよう。つまり、同母系親族婚とは天武以降に実施された婚姻形態ではな

く、少なくとも推古朝頃から実施されており、欠史八代・付加的系譜にみえる同母系親族婚の造作時期を天武朝以降という時期に限定することはできなくなる。これによって、天武朝史局により「記」の王統譜（「紀」の王統譜は除外）が最終的に整理されたとする絶対的根拠は喪失することとなるのだ。^⑩

以上、二節にわたり先行研究を批判してきた。これによって「記」編纂の実相と共に、「記」の素材となった王家所有の「帝紀」・「旧辞」の完成時期を天智朝以前に求めるべきことが明らかになったといえよう。

- ① 坂本太郎「日本書紀の撰修」、「日本書紀の成立」坂本太郎著作集第二巻「古事記と日本書紀」、吉川弘文館、一九八八年、初出一九五・一五八年。なお、私見の一端を提示する。注目したいのは「紀」雄略二十年十月丙子条である。その内容は、雄略の怒りを静めるために、その母・忍坂大中姫命が穴人部の設置を行ったというものだが、この伝承に関して無視し難いのは、「紀」天武十年三月丙戌条の「帝紀」・「上古諸事」の記定事業に参画した忍壁皇子の存在である。忍壁皇子は、その名から名代・刑部と関連を有すると想定されるが、この人物の母が、穴人部の管掌氏族とされる穴人臣の出自なのである（「紀」天武二年二月癸未条）。端的に述べれば、刑部の最初の所有者であると思われる忍坂大中姫命が穴人部を設置したという説話を、忍壁皇子が「上古諸事」のなかに書き加えた可能性が高いといえ、「記」には確認されない伝承であることから、天武十年の事業は最終的には「記」へと繋がる作業であったと推測する。
- ② 西宮一民前掲論文。
- ③ 誦習に関しては、訓読および暗誦の両方を意味すると解釈する小島憲之の理解に従う（『上代日本文学と中国文学』上、第二篇・第一章、塙书房、一九六二年）。
- ④ 金井清一前掲論文。
- ⑤ 日本思想大系1「古事記」、序・補注、岩波書店、一九八二年。青木和夫「古事記撰進の事情」『東方学』九四、一九九七年。
- ⑥ 津田左右吉前掲書、上巻、第一篇・第四章。なお、倉野惑司は津田説を全面的に継承している（『古事記全註釈』第一巻・序文篇、三省堂、一九七三年）。
- ⑦ 佐々木一紀「記紀の編纂過程に関する二つの史料」『古代王権と祭儀』、吉川弘文館、一九九〇年。なお、佐々木は阿礼が誦習した「帝皇日継」・「先代旧辞」を固有名詞としその他を普通名詞と解釈するが、この見解はとらない。
- ⑧ 吉村武彦「日本古代の社会と国家」第一部・Ⅱ・一、岩波書店、一九九六年。
- ⑨ なお、西條勉は、天武により「帝皇日継」・「先代旧辞」の撰録・討覈が行われなかったとする津田説を支持するものの、稗田阿礼が誦習したものは、「記」天武十年三月癸酉条の「記定本」と同系列に位置するものと想定する（『阿礼誦習本の系統——国語と国文学』六四—六、一九八七年）。西條は、先の記定事業を天武朝の氏族改革と関連させて理解しているが、註①に述べたように、最終的には「記」に結実した修史事業と捉えるべきで、天武八姓あるいは「記」とは直接的な関係はないと考える。よって、西條の理解には従い得ない。

- ⑩ 坂本太郎「古事記の成立」前掲書、初出一九五六年。
- ⑪ 岸俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」『日本古代政治史研究』、塙書房、一九六六年、初出一九六〇年。
- ⑫ 飛鳥浄御原律の存在は疑問視されている（石尾芳久『日本古代法の研究』第三・四、法律文化社、一九五九年、など）。ゆえに、大宝律施行以降を念頭に置いている。
- ⑬ 笠井倭人前掲論文。
- ⑭ 原島礼二「倭の五王とその前後」Ⅱ章・一、塙書房、一九七〇年。なお、笠井は、原島が提示した同母系親族婚を取り上げていない。
- ⑮ 「宋書」（中華書局、一九七四年）に依る。
- ⑯ 藤間生大「倭の五王」、岩波新書、一九六八年。川口勝康「五世紀の大王と王統譜を探る」原島礼二他共著『巨大古墳と倭の五王』、青木書店、一九八一年。山尾幸久『日本古代王権形成史論』Ⅱ篇・三章、岩波書店、一九八三年。吉田晶「倭王権の時代」、新日本新書、一九八八年。
- ⑰ 武田幸男「平西將軍・倭隋の解釈―五世紀の倭国政權にふれて―」『朝鮮学報』七七、一九七五年。関和彦「宋書」倭国伝の再検討」『東アジアの古代文化』三一、一九八二年。吉村武彦「倭の五王とは誰か」『争点 日本史』2、新人物往來社、一九九〇年。
- ⑱ 「紀」推古十一年七月丙午条にみえる舍人姫王と、「紀」欽明二年三月条の舍人皇女は、同一人物として扱われてきたが（竹内理三他編『日本古代人名辞典』第五卷、「舍人皇女」の項、吉川弘文館、一九六六年。坂本太郎他校注、日本古典文学大系新装版『日本書紀』下、一九九三年。小島憲之他校注・訳、新編日本古典文学全集3『日本書紀』②、小学館、一九九六年）、問題がないわけではない。「紀」天武五年八月丁酉条「親王以下、小錦以上大夫、及皇女姫王内命婦等、

給食封、各有差」から、皇女と姫王は明らかに相違するといえ、姫王は二世五世の王（女王）を示す称と考えられる。つまり、舍人皇女と舍人姫王は別人と解釈しなければならぬ。しかし、以下の二点を理由に、同一人物と判断して間違いないと考える。まず、一点目であるが、「紀」は天皇の子には「皇尊」・「皇女」を付すが、「王」とする例外が確認される（表1）。

【表1】

仲哀皇子	厩坂王・忍熊王	神功元年二月条・同 三月庚子条
允恭皇子	磐城王	顕宗元年正月是月条
雄略皇子	星川王	雄略二十三年八月丙子条
敏達皇子	大派王	舒明八年七月己丑朔条
舒明皇子	吉野大兄王（古人大兄）	大化元年九月丁丑条
天智皇子	大友王	天智十年十月庚辰条

※吉野大兄王は、「或本云」の中に確認され、「紀」編者が手を加えずそのまま採用する方針であったならば例外とすべきかもしれないが、念のため提示しておく。

これらは「紀」編者の明らかなミスで、原資料の記載を改変せずそのまま継承してしまった結果、現出したものといえる。ところで、天皇の女子の場合、天武妃・大田皇女が大田姫皇女とも記載されていることを参考にすると（『紀』齊明七年正月甲辰条）、「皇女」号成立以前、性別を区別するため「王」と共に「姫王」という号が用いられたケースもあったと考えられる。よって、舍人姫王に関しては、原資料のままの形で掲載された可能性を考慮する必要がある。ちなみに、この「紀」編者のミスは、欽明紀と推古紀という巻の相違、具体的に言えば、執事担当者の差違に起因するかもしれない。続いて、二点目であるが、舍人皇女と当麻皇子の年齢である。残念ながら、両者の生年は

不明だが推測する手だてはある。まず、当麻皇子だが、諸史料を分析するに既戸皇子のすぐ下の用明第三子であると想定される。既戸の生年は、諸書により敏達元年（三年）とばらつきがみられるが、畢竟、敏達朝初頭に生誕したことは間違いない。故に、当麻の生年も同時期の可能性が高いといえる。続いて、舍人皇女だが、同母姉の推古の生年は欽明十五年であり、推古から数えて十番目に位置する舍人の生年は、欽明末年に求め得る。以上の検討結果を踏まえれば、舍人皇女の方が年長となるが年齢差は僅かで、両者が婚姻関係を結ぶことは不自然ではない。以上の分析により、舍人皇女と舍人姫王を同一人物とする通説を継承する。

第二章 「記」「紀」と「上宮記」逸文系譜

本章では、推古朝頃の成立と推定される『釈日本紀』所引「上宮記」逸文系譜と『記』『紀』のそれに該当する系譜とを比較検討し、『記』王統譜の改作主体を明示する。

第一節 継体父系系譜の検討

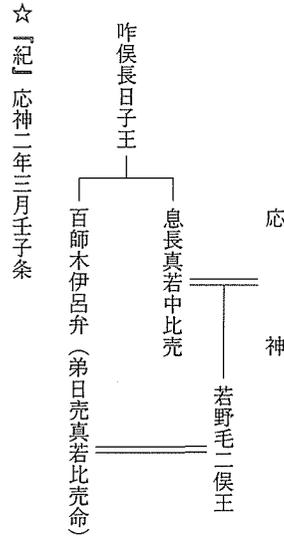
まず、『釈日本紀』所引「上宮記」逸文を掲載する。^②

上宮記曰、一云、凡牟都和希王娶、湟候那加都比古女子、名弟比売麻和加生児、若野毛二候王、娶、母々思己麻和加中比売生児、大郎子、一名、意富々等王、妹踐坂大中比弥王、弟田宮中比弥、弟布遲波良己等布斯郎女、四人也。此意富々等王娶、中斯知命生児、乎非王、娶、牟義都国造、名伊自牟良君女子、名久留比売命生児、汗斯王、娶、伊久牟尼利比古大王児、伊波都久和希児、伊波智和希児、伊波己里和気児、麻和加介児、阿加波智君児、乎波智君、娶、余奴臣祖、名阿那余比弥生児、都奴牟斯君妹、布利比

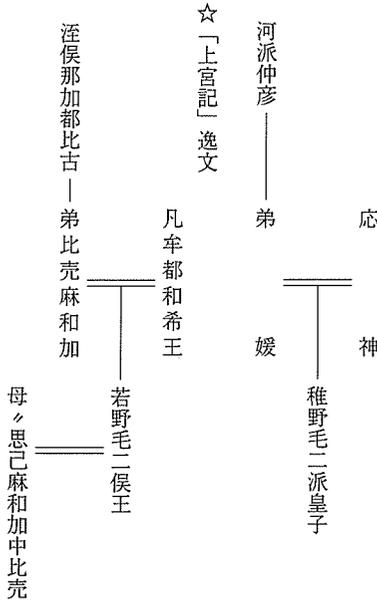
^① もう一点補足しておく。笠井は、日子坐王系譜を息長氏あるいはワ二氏保有の氏族系譜であるとし、天武朝段階に王統譜に挿入されたと述べる。息長氏・ワ二氏については、それぞれ真人・朝臣の姓が賜与されており（『紀』天武十三年十月己卯朔癸・同十一月戊申朔癸）、これに基づき笠井はそれら氏族を「天武朝の功臣」と位置付けているが、天武八姓を族姓改革とする従来の通説的認識とは乖離するといえ問題となる。また、多数存在する氏族のなかで、それら氏族の系譜が撰取されるに至った主体的要因については言及しておらず、日子坐王系譜が天武朝に撰取されたとする見解には容易に従い得ない。

【図5】

☆「記」応神段



☆「紀」応神二年三月壬子条

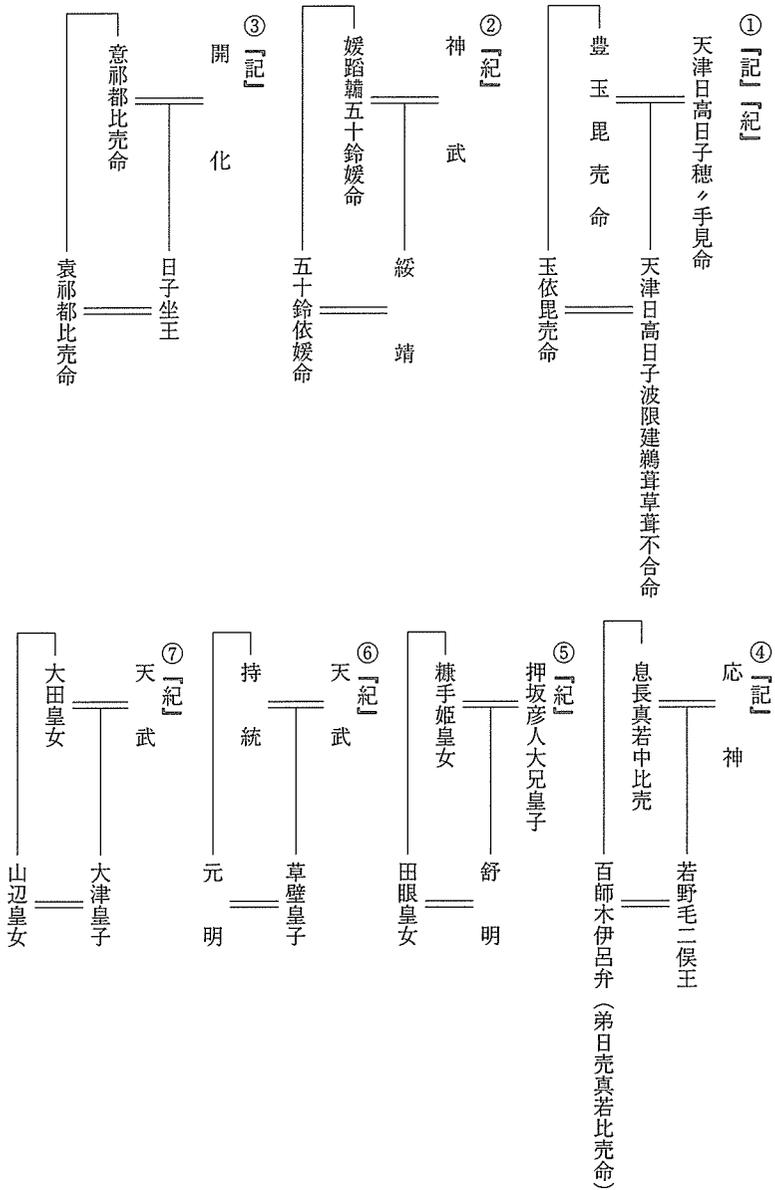


弥命也。汗斯王坐_二弥乎国高嶋宮_一時、問_二此布利比売命甚美女_一。遣_二入召_一上自_二三国坂井縣_一、而娶所_二生_一、伊波礼宮治天下_一乎富等_二大公主_一也。父汗斯王崩去而後、王母布利比弥命言曰、我独持_二抱王子_一、在_二无_一親族部_二之國_一。唯我独難_二養育_一比_二施斯奉_一之。云、余将_二下去_一於_二在_一祖_二三国_一令_二坐_一多加牟久村也。

右掲の「上宮記」逸文では、継体の父系・母系系譜が完全な形で記載されているが、その父系系譜と「記」「紀」の系譜とを比較する。図5を御覧頂きたい。

まず最初に、「紀」系譜と逸文系譜を比較するに、若野毛二俣王の祖父の名の「河派」と「淫侯」という相違、若野毛二俣王の母の名における「麻和加」の有無など微妙な差違がみられる。しかし、継体即位前紀の継体母・振媛に関する伝承と逸文のものはほぼ一致することを勘案すると、「紀」編纂の際に、逸文系譜あるいはそれと同系統の資料が参照された可能性は高い。これに対し、逸文系譜と「記」系譜では顕著な相違が認められる。応神と若野毛二俣王の妃の名が異なり、「記」では両妃が姉妹関係にあるが、逸文系譜では続柄が記されていないのである。

【図6】



※論述の便宜上、これらの図は笠井倭人初出論文(『史林』四〇―二)掲載のものを訂正を加えた上で列記した。

なお、⑤の糖手姫（田村）皇女と田眼皇女の長幼順は、『記』『紀』の記載からは確認し得ず、笠井がどのような根拠に依拠して判断を下したのか不明である。しかし、以下の事例からそれに従っても良いと考える。

まず、田眼皇女の生年であるが、父敏達と母推古が婚姻関係を結んだのは、推古即位前紀の記載から欽明最終年（五七一）であることがわかる。田眼皇女は、両者の六番目の子であるから（敏達五年三月戊子条参照）、その生年は敏達朝後半（敏達七年以降）に求めるのが自然である。

続いて糖手姫皇女であるが、その子・舒明の生誕年からその生年を絞り込む。『本朝後胤紹運録』（『新校群書類従』第三巻）および『二代要記』（『改定史籍集覽』一）から、舒明の生年は推古元（五九三）年に求められるが、その母・糖手姫皇女は、この時ある程度の年齢に達していたことは間違いない。さらに、糖手姫皇女は舒明誕生から七一年後の天智三（六六四）年に薨じていることを踏まえれば（天智三年六月条）、推古元年には十代後半であったと考えるのが最も自然であろう。よって、糖手姫皇女の生年は敏達朝前半であった蓋然性が高いといえる。以上のような分析結果から笠井説を継承したい。

※なお、長幼関係が不明確な一例とは、欽明と蘇我稲目の女・堅塩媛との間の子・用明と、蘇我稲目の女・石寸名との婚姻関係の場合である。

この点に関して吉井巖は、逸文系譜における若野毛二侯王の母の名と妻の名が、『記』では若野毛二侯王の妻の名に集中することに着目し、『記』が息長氏の作為によつて、若野毛二侯王の母として息長真若中比売を作りあげた結果、本来の若野毛二侯王の母の名の存在場所がなくなり、若野毛二侯王の妻である弟比売のなかに集中されてしまった」と想定する^③。確かに、息長真若中比売は氏族名「息長」を冠していることから、息長氏の作為とする指摘は是認される。しかし、『記』の応神妃・息長真若中比売と逸文の若野毛二侯王妃・母々思己麻和加中比売が「マワカナカツヒメ」を共有している点に注意を払っていないのは疑問である。これを踏まえれば、息長氏が「上宮記」逸文系譜あるいはそれと同系統の資料を素材に改作を実施した事実を鮮明に抽出できるのだ。

まず、『記』系譜をみるに、応神と息長真若中比売の所生子・若野毛二侯王と、母の妹である百師木伊呂弁（更名・弟日売真若比売命）の婚姻が確認される。これは、姨・甥の異世代婚と呼ばれるものだが、笠井倭人が論じたように、欽明朝以降に現出した婚姻形態で、それ以前のものとは造作されたと考えられる。すなわち、若野毛二侯王と百師木伊呂弁の婚姻関係は後代の創作といえる。

【図7】「記」景行段



そこで、姨・甥の異世代婚に注目してみたい。この婚姻関係は、「記」「紀」に八例確認されるが、女性の長幼関係が分명한七例を抽出し図示したのが図6である。それを通観すれば、姉の子とその妹の婚姻という原則が容易に看取されよう。よって、①④はそのような原則に依拠して造作されたと考えられるのである。

次に視点を交え、息長真若中比売・母々思己麻和加中比売の「中比売」（ナカツヒメ）と、弟日売真若比売命・弟比売麻和加の「弟日（比）売」（オトヒメ）という称の意味に関して考察する。まず、前者については「記」「紀」の名に「中」を有する皇族女性を分析するに、同母兄弟姉妹の真ん中の子を意味する名称であることが確認される。⑤加えて、推古即位前紀に「豊御食炊屋姫天皇、天國排開廣庭天皇中女也。」とみえるが、推古は欽明と堅塩媛の次女であり、「中」というのは中国における兄弟の「伯仲叔季」の順に基づく「一番目の」という意味も包含するといえる。次に、後者に関しては「記」「紀」の「弟」を有する人名を検討するに、大勢的に長幼の順を意味し、その中でも特に兄弟姉妹の末っ子であることを表す称であることが分かる。⑦如上の検討結果を総合すれば、ナカツヒメ・オトヒメという順番が長幼の順となるのである。

迂遠な考察を行ってきたが、姨・甥の異世代婚の作成原則、ナカツヒメ・オトヒメという長幼順を前提に、息長氏による王統譜の改作過程について論究する。逸文系譜を取り上げるが、弟比売麻和加を姉、母々思己麻和加中比売を妹とし、姨・甥の異世代婚を作成する場合、問題が生ずる。姨・甥の異世代婚とは、姉の子とその妹との婚姻が原則であり、オトヒメという称を持つ弟比売麻和加が姉で、その子と、ナカツヒメという称を有する妹の母々思己麻和加中比売が婚姻関係を結ぶことは原則に反するからだ。そこで、以下のような改作が実施された。逸文系譜における若野毛二俣王妃・母々思

己麻和加中比売の名を「母々思己」と「麻和加中比売」に分離させ、前者を元の位置に残し女子の愛称である「伊呂弁」を付加、後者を応神妃の位置に移動させ「息長」という氏族名を付す。そして、応神妃であった弟比売麻和加を、母々思己（百師木）伊呂弁の更名として添加するというように。この改作によつてはじめて姨・甥の異世代婚の原則を満たすこととなったのだ。

以上、息長氏による王統譜の改作過程について言及した。息長氏は「上宮記」逸文系譜あるいはそれと同系統の資料を参照し、姨・甥の異世代婚の原則に依拠して「記」系譜を造り上げ、且つヤマトタケルの子として息長田別王を挿入し、逸文系譜とヤマトタケルとを接合させたと推測される（図7）。息長氏は、若野毛二俣王の子・大郎子（亦名・意富富村王）の後裔氏族とされるが、そのような氏祖系譜との関係から、また、意富富村王の子孫とされる継体の皇位擁立に荷担したことから、継体との関係の密接化を図るために改作を実施した。加えて、継体の直接的な祖とされる応神との結び付きをも主張するために、「息長」をその名に冠する后妃（息長帯比売命・息長水依比売も含む。図2参照）を王統譜上に配置したと考えられる。

第二節 継体母系系譜の検討

本節では「上宮記」逸文の継体母系系譜に分析を加え、その作成主体を明らかにし、そこから派生する事象について言及する。

継体即位前紀には、継体の母である振媛は「活目天皇七世之孫」とされるが、垂仁から振媛に至る系譜は記されていない。一方、『記』にいたっては、その名すら確認できない。それゆえに「上宮記」逸文系譜が重要視されるのだが、『紀』系図一卷に継体の父系・母系系譜が記載されていたことは間違いないと思われる。だが、その母系系譜が「上宮記」逸文系譜と一致するか否かという点に関しては、従来あまり論及されて来なかった。以下、その検討を行いたい。最初に史

料を掲載する。

『続日本紀』天平勝宝元年四月甲午朔条

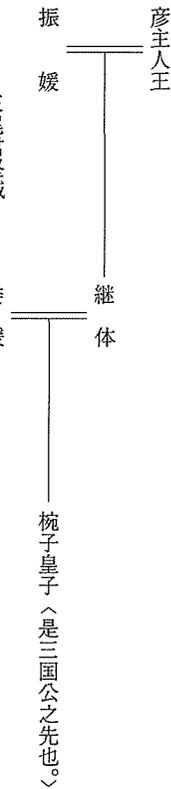
又三國真人石川朝臣鴨朝臣伊勢大鹿首波、可治賜人止言簡賜比治賜夫。

これは、聖武が東大寺盧舎那仏の前殿において、陸奥から金が献上されたことを報告し、その喜びを人々と共有しようとして出された宣命の一節であり、三國真人以下四氏に特別の恵みの処置が与えられることが述べられている。それではなぜ三國真人氏等が特別に選ばれたかが問題となろう。この点に関し岸俊男は、三國真人氏は継体の母の出身氏族、石川朝臣氏は持統・元明の母の出身氏族、鴨朝臣氏は聖武の母・藤原宮子の母の出身氏族、伊勢大鹿首氏は舒明の母・田村皇女の母の出身氏族であり、皇室と姻戚関係にあつた故に選出されたと論じた。^⑮この岸の見解は妥当であるが、三國真人氏に関しては問題が残っている。岸は、継体即位前紀に振媛の桑梓が越前三國坂中井と記載されていることから、そこを本拠とする三國真人氏を振媛の出自氏族と想定しているようだが、三國真人氏は『記』では意富富行王後裔氏族とされ、『紀』および『新撰姓氏録』では継体皇子・椀子を氏祖としており、^⑯三國真人氏を継体母の出自氏族と解釈することは躊躇されるのである。

そこで、他の三氏の検討を試みる。三氏と皇族との関係を図示したのが図8であるが、聖武と同じ王系の天皇の母系を辿り非皇族出自の者に到達した時、その人物の父系氏族が選出されているのが確認される。ただし、聖武の場合、藤原宮子の出身氏族である藤原氏が該当するが、藤原氏と天皇家の身内的にもいえる密接性から宮子の母まで遡らせ、その出身氏族である鴨朝臣氏が選出されたと考えるべきだろう。

では、三國真人氏はどうか。私見も、選出された原因を継体との関係に求める岸説を妥当と考える。それはその氏祖系譜が継体との関連を如実に物語っているからだ。しかし、他の三氏が選出された原則は前述の通りで、継体の場合、母・振媛の父系が選定されなければならず、^⑰三國真人氏は埒外に位置するのである。それでは、三國真人氏はなぜ他の三氏と

【図9】継体即位前紀および『紀』継体元年三月癸酉条



を先祖とするが、その母は三尾君堅槓の女・倭媛であり、三尾氏との血縁関係が看取される(図9)。すなわち、三尾氏と三国真人氏との密接な関係が選定基準となつたと想定されるのである。

しかし、これで全てが解決したわけではない。従来、三尾氏は壬申の乱の際に大友皇子側に荷担し没落したと説かれているが、^⑮確たる証拠は存在しない。また、奈良時代に少数ではあるが三(水)尾君姓の者が確認でき、^⑯にもかかわらず、三国真人氏が選出されているのは問題とすべきであろう。例えば、伊勢大鹿首氏は正史にはほとんど確認されず、勢力を有した豪族ではなかったと見做し得るが、^⑰そのような氏族でも選出されており、三尾氏とは対蹠的な立場にあるのである。

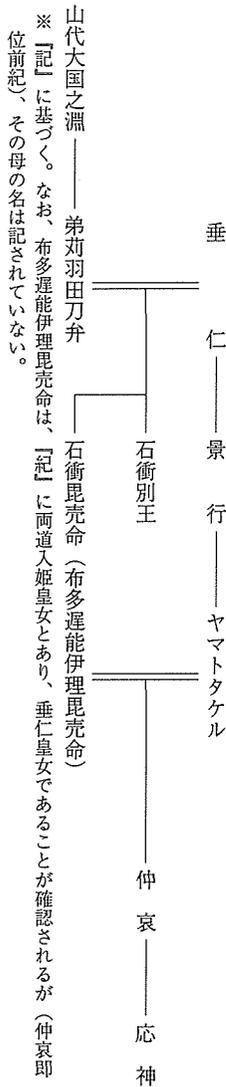
そこで、米沢康の見解^⑱に注目したい。米沢は、近江国高島郡三尾郷を三尾氏の本拠とする通説的理解を批判し、越前国坂井郡水尾郷周辺にそれを求め、^⑲三国真人氏の本拠地もそれに重複し、且つ三尾氏の者が継体朝以降ほとんど史料上に確認されないことから、三国真人氏に三尾氏が吸収された可能性を示唆した。この米沢の見解は、^⑳先学の指摘に実証性を加味したもので評価に値すると思われる。奈良時代においても三尾氏が確認されるにもかかわらず、三国真人氏が選出されたのは、三尾氏が三国真人氏に吸収された結果であると把握するのが最も自然であろう。

以上、断片的な史料から考察を展開してきたが、前節において指摘した、逸文系譜における継体父系系譜と『紀』系譜との類似性等を踏まえれば、『紀』編者は「上宮記」逸文系譜あるいはそれと同系統の資料を参照し、王統譜を編み上げていったと推断して大過ない。聖武朝において、『紀』系図一卷を閲覧し鴨朝臣氏を除く三氏が選出されたと考えられるが、^㉑「上宮記」逸文の継体母系系譜と同様な系譜が記載されていない場合、三国真人氏が選ばれるはずはないのである。

また、「上宮記」逸文系譜の作成に三尾氏が何らかの関与をしたことは間違いないが、『記』王統譜の改作に携わったことも考え得る。図10を御覧頂きたい。注視すべきは、三尾氏の氏祖とされる石衝別王の妹・石衝毘売命（亦名・布多遲能伊理毘売命）が、ヤマトタケルと婚姻関係を結び仲哀を儲けることである。これについては、垂仁孫と垂仁皇女の婚姻という世代的不自然さ、ヤマトタケル・仲哀の非實在性^⑦から、後代に造作されたと断定してよいが、三尾氏の血が継体母系だけでなく、応神に到達することでその父系にも及ぶこととなる。三尾氏は継体に妃を二人出しており、継体擁立氏族のなかでも主要な位置を占めていたと目されるが、前節で指摘したように、同様に継体を支持した息長氏もまた、継体との結び付きを強固にするために種々の系譜を造作しているのである。

このように息長氏、三尾氏といった継体擁立氏族が、「上宮記」逸文系譜あるいはそれと同系統の資料を改作し、またはそれに基づいて『記』王統譜を作成した事実が明らかになったといえる。なお、これら両氏に加えて、ワニ氏もその候補に挙げることができる。ワニ氏は継体に妃を一人出していることから継体擁立氏族と想定され、且つ継体の直接的な祖である応神と関連を有する系譜が確認されるからである（図2）。加えて、息長氏と共に垂仁后・ヒバスヒメの父系系譜を改作していることもその傍証となろう。^⑧

【図10】



※『記』に基づく。なお、布多遲能伊理毘売命は、『記』に両道人姫皇女とあり、垂仁皇女であることが確認されるが（仲哀即位前紀）、その母の名は記されていない。

① 横田健一「『記』の史料性——とくに継体天皇の世系の問題をめぐって——」『日本書紀成立論序説』、塙書房、一九八四年、初出一九五九年。志水正司「大和朝廷成立期の天皇について」『日本古代史の検証』、東京堂出版、一九九四年、初出一九六五年。齋弘道(1)「継体天皇の系譜について——『新日本紀』所引上宮記逸文の研究——」、同(2)「継体天皇の系譜についての再考」『律令国家成立史の研究』、吉川弘文館、一九八二年、初出一九六八・七二年。

② 「上宮記」逸文に関しては、田中卓による校訂に依拠する(「上宮記」の校訂と解説)『田中卓著作集2』『日本国家の成立と諸氏族』、国書刊行会、一九八六年)。

③ 吉井俊(2)「ホムツワケ王——崇神王朝の後継者像——」『天皇の系譜と神話』二、塙書房、一九七六年、初出一九七〇年。

④ 笠井倭人前掲論文。

⑤ 十一名確認されるが(表2)、(2)(6)は五人兄弟姉妹の、(4)(5)は三人姉妹の真ん中に位置する。(1)は「和州五郡神社神名帳大略註解卷四補闕」(『神祇全書』三)所引「十市県主系圖」によれば、三人兄弟姉妹の真ん中となる。(3)は、仲哀(タラシナカツヒコ)と対に案出された可能性が高い。(8)(9)(10)は、『記』に依れば、七人兄弟姉妹の二・三・四番目に位置するが、(9)の田井之中比売、(10)の田宮之中比売は同一人物の異伝で、その弟である取上売王・沙祿王は、その表記の異質性から後代に付加されたとする見解があり(齋弘道(1)前掲論文)、これに従うなら、本来的には四人兄妹の中心二人が「ナカツヒメ」を有していたことになる。(1)であるが、『記』宣化段に仁賢の子とあるが、仁賢段には確認されない。また、「仲」を省略して登場する場合もあり(『記』仁賢元年二月壬子条、不安定性は否めない。(7)は兄弟姉妹が全く確認されない。以上、若干の例外も存するが、本文のように捉え

るのが妥当と考える。

【表2】

	『記』	『紀』
(1) 安寧后	(大中津日子命)	淳名底仲媛命
(2) 垂仁皇女	大中比売命	大中姫命
(3) 仲哀妃	大中比売命	大中姫
(4) 応神后	中日売命	仲姫
(5) 応神妃	息長真若中比売	
(6) 応神皇女	忍坂大中比売	中磯皇女(中帯姫皇女)
(7) 殿中皇女	忍坂之大中津比売命	忍坂大中姫命
(8) 允恭后	田井之中比売	
(9) (8)の同母弟	田宮之中比売	
(10) 宣化后	橘之中比売命	橘仲皇女

※(2) 大中姫命の位置を『記』垂仁段では大中津日子命という男性が占めている。

⑥ 『記』欽明二年三月条。

⑦ 『記』『紀』には二十八名確認されるが、そのうち八名が兄弟姉妹の末っ子に位置付けられている。また、十二名は「兄」あるいは「姉」を名に有する人物とセットで登場する。なお、その他は単独でみえるが、本文に記した見解が適当と考える。

⑧ 意富富村王後裔氏族に関しては、『記』諸原本に相違がみられるが、原本に「息長君」と記されていたことは確かである(佐伯有清「新撰姓氏録の研究」考證篇第一、吉川弘文館、一九八一年、を参照のこと)。なお、『新撰姓氏録』(田中卓著作集9「新撰姓氏録の研究」、国書刊行会、一九九六年、に依る)左京皇別・息長真人条には「稚淳毛

- 「一俣王之後」とある。
- ⑨ 直木孝次郎の説（「継体天皇の動乱と神武伝説」）「日本古代国家の構造」、青木書店、一九五八年）に従い、継体を近江・越前を勢力基盤とする地方豪族と考へる。
- ⑩ 「記」継体段、および「紀」継体元年三月癸酉条に息長真手王の女が継体妃となったことが確認される。
- ⑪ 「続日本紀」養老四年五月癸酉条参照。
- ⑫ 早くに菟田香融は、継体父系系譜が系図一卷に掲載されていた可能性を示唆している（②）「日本書紀」の系図について「前掲書、初出一九六七年）。
- ⑬ 三国町史編纂委員会編「三国町史」第二章・第三節、一九六四年。なお、蘇我氏が石川氏へと改姓したのは、天武十年から十二年の頃と推定されている（佐伯有清前掲書）。ちなみに、用明・崇峻・推古も母系は蘇我氏に至るが、聖武とは王系が異なっており、これら天皇の母の出自氏族としても石川朝臣氏が選出されたと考へることはできない。
- ⑭ 「紀」継体元年三月癸酉条。「新撰姓氏録」左京皇別・右京皇別・山城国皇別の三国真人条。
- ⑮ 慶雲三年格により皇親の範囲が四世王から五世王にまで拡大されたが（「続日本紀」慶雲三年二月庚寅条）、垂仁七世孫の振媛は明らかに皇親に含まれず、その父系が天平勝宝元年の段階で取り上げられても不自然ではないと考へる。
- ⑯ 「記」垂仁段。「紀」垂仁三十四年三月丙寅条。
- ⑰ 「国造本紀」は、鎌田純一「先代舊事本紀の研究」校本の部（吉川弘文館、一九六〇年）に依拠する。
- ⑱ 吉井巖(1)前掲論文。
- ⑲ 水谷千秋「三尾氏の系譜と伝承」「継体天皇と古代の王権」、和泉書院、一九九九年、初出一九九一年。
- ⑳ 三尾君麻呂（天平勝宝九歳四月七日）「西南角領解」『大日本古文书』一三一—一三〇頁）、水尾公真熊（天平十三年六月二十六日）「山背國司移」『大日本古文书』二一三—一三〇頁など）、三尾公惠口（天平宝字七年四月十六日）「塙坂宅解」『大日本古文书』一六一—一三七頁）など。
- ㉑ 伊勢大鹿首氏は、伊勢國河曲郡に式内・大鹿三宅神社が所在することから、その周辺が本拠地と想定される。なお、「新撰姓氏録」未定雑姓・右京に大鹿首、「太神宮諸雜事記」治暦三年十二月条に「河曲神戶預太鹿武則」（「新校群書類従」第一卷）、建久三年「伊勢大神宮神領注文」に河曲郡の山辺御園の給主として「散位大鹿國忠」（鎌倉遺文）二一六一—一四号）がみえる。
- ㉒ 米沢康「三尾氏に関する一考察」『北陸古代の政治と社会』、法政大学出版局、一九八九年、初出一九七八年。
- ㉓ 三尾氏の本拠を近江に求めるものとしては、本居宣長「古事記傳」卷二十四（「本居宣長全集」第十一卷、筑摩書房、一九六九年）、太田亮「姓氏家系大辞典」第三卷、「三尾」の項（姓氏家系大辞典刊行会、一九三六年）、水谷千秋前掲論文、大橋信弥「三尾君氏をめぐる問題——継体擁立勢力の研究——」（「日本古代の王権と氏族」、吉川弘文館、一九九六年）などがある。
- ㉔ 天平五年「山背國愛宕郡計帳」（『大日本古文书』一一五—一三三頁）の「越前國坂井郡水尾郷」という記載（ただし「和名類聚抄」には確認されない）、「延喜式」兵部省諸國駅伝馬条の越前國の三尾駅、坂井郡内に「三保大明神」と呼ばれる神社が存在すること等を傍証とする。
- ㉕ 太田亮前掲書、第三卷、「三國」の項。笹弘道「記・紀」『古代の日本』九・研究資料、角川書店、一九七二年。

②⑥ 系図一卷は、通説的には平安時代前期には散佚していたと考えられて

いるが〔若橋小彌太「日本書紀」増補上代史籍の研究〕上巻、吉川弘文館、一九七三年、初版一九五六年。藪田香融(2)前掲論文、荆木美行は、その根拠は絶対的のものではないとし、『本朝書籍目録』

〔新校群書類従〕第二巻の「帝王系図 一卷 舎人親」という記載から、鎌倉時代後期まで伝来していた可能性を示唆している(失

われた「日本書紀」の「系図一卷」)『古代史研究と古典籍』、皇學館大學出版部、一九九六年、初出一九九四年)。平安前期散佚説への批判は正鶴を射ていると思うが、『本朝書籍目録』の記載は信憑性が希薄で問題が残る。

②⑦ 井上光貞『日本国家の起源』、岩波新書、一九六〇年。

②⑧ 『記』継体段。『紀』継体元年三月癸酉条。

②⑨ 『紀』継体元年三月癸酉条に、継体妃として和珥臣河内の女・夷媛

がみえる。

③⑩ 垂仁后の父である丹波比古多々須美知能宇斯王〔『紀』では丹波道

主王〕は、『記』開化段および『紀』垂仁五年十月己卯朔条分注に日子坐王の子とみえるが、後者において彦湯産隅王〔『記』では比古由牟須美命〕の子とする異伝も確認される。これに關しては、彦湯産隅王は、その母の名が丹波竹野媛〔『紀』開化六年正月庚寅条。なお、

『記』開化段には「旦波之大泉主、名由菴理之女、竹野比売」とある)であり、丹波との関連性が看取されることから、先学が指摘する

ように異伝に原初性を見るべきであり(小林敏男「旦波大泉主をめぐる歴史的世界」『古代王権と泉・泉主制の研究』吉川弘文館、一九九四年、初出一九七九年)、

『記』の系譜は、ワニ氏・息長氏により改作されたと考えるべきだろう。

第三章 舒明朝における修史事業の抽出とその内容

本章では、『記』の素材となった「帝紀」・「旧辞」の完成時期を明らかにし、その改作作業実施の要因について、六・七世紀前半の政治史を踏まえながら試案を提示する。

第一節 舒明朝の修史事業の目的

前述したように、『記』の素材である「帝紀」・「旧辞」は、天智朝以前に纏められたと考えられるが、推古朝頃の成立とされる「上官記」逸文系譜あるいはそれと同系統の資料に基づき、息長氏等が王統譜の改作を実施していることから、その時期は限定される。私見では舒明朝が該当すると考えるが、前章までの検討結果を踏まえ、その理由を列挙する。

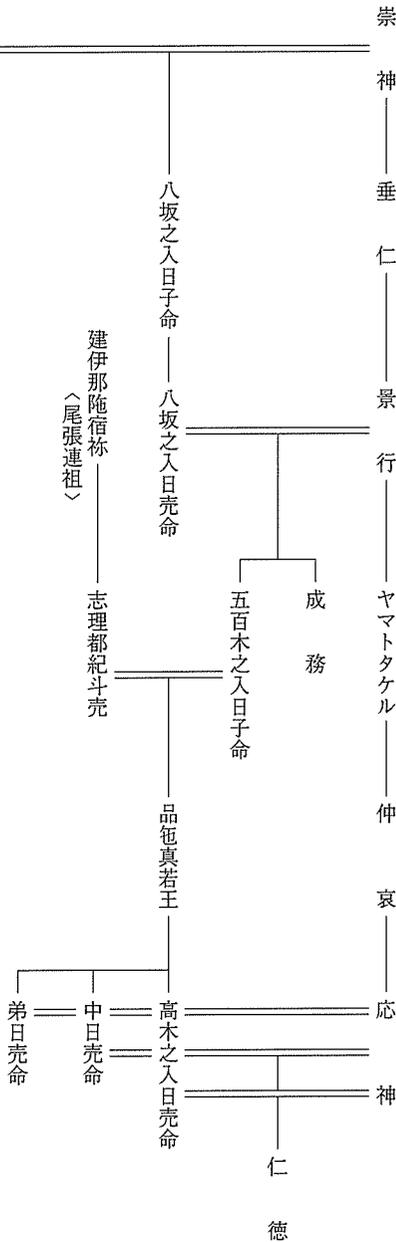
まず、舒明の血縁関係を精査するに、祖母である敏達皇后・広媛は息長氏出自であり、舒明と息長氏との密接性が確認される。それは、舒明の和風諡号に氏族名「息長」が冠されていることから補強されよう。一方、ワニ氏に関しては敏達皇子・大派が注目される。この人物はワニ氏同族の春日氏出自の母を持つが、「紀」舒明八年七月己丑朔条および皇極元年十二月甲午条から、舒明朝の有力な皇親であったことが認知できる。このような息長氏・ワニ氏と皇室との密接な繋がりから、舒明朝に修史事業が展開されたと推測するが、それは「記」敏達段に舒明を「坐_三南本宮治天下之天皇」と記し、和風諡号が用いられていないことから補強される。息長氏・ワニ氏ともに若野毛二俣王系譜・日子坐王系譜において姨・甥の異世代婚系譜を作成しているが、それらは押坂彦人大兄皇子と田村皇女、舒明と田眼皇女の姨・甥の異世代婚（図6⑤）を素材としたと想定され、加えて、両氏が共同して日子坐王系譜を編み上げていったと考えられる。

また、図11から窺えるように、ワニ氏に関しては舒明との血縁関係も無視できない。大派皇子の存在と共に刮目すべきであろう。そして、尾張氏も舒明との血縁関係が看取されるのだが、継体擁立氏族であると共に、四世紀代の王統譜、特に応神との繋がりが見著に確認され（図12）、且つワニ氏の始祖である孝昭皇子・天押帯日子命（「紀」では天足彦國押人命）の母は尾張氏出自であるという、ワニ氏との密接性をも勘案すれば、尾張氏もこの事業に参加したと想定して大過ない。つまり、基本的に舒明と血縁関係の濃厚な氏族が、舒明朝の修史事業に参画したと考えられるのである。

次に、舒明朝の修史事業の目的を明らかにしたい。縷述してきたように、息長氏といった継体擁立氏族が修史事業に参画したのだが、畢竟、それら諸氏は、継体との関係をより緊密化させるために自氏出自の后妃を王統譜上に位置付けたと考えられる。「上宮記」逸文系譜および継体即位前紀から、継体の父系・母系に密接に関連する天皇は、応神と垂仁であることが分かるが、ここでは垂仁から応神に至る、その子および子孫が天皇として即位する后妃に注目したい。すなわち、垂仁后は息長氏・ワニ氏（図2）、景行の二番目の后は尾張氏（図12）、ヤマトタケル后は三尾氏（図10）、仲哀后は息長氏・ワニ氏（図2）、応神后妃は尾張氏・息長氏（図5・12）の血を引いていることが認知される。ただし、最初の景行后

そこで、『播磨国風土記』賀古郡比礼墓条・南毘都麻条を取り上げる。内容を簡単に述べれば、景行が針間之伊那毘能大郎女と同一人物と想定される印南別嬢に求婚するため播磨に下向したというもののだが、印南別嬢の父母を、「定国堺」ために都より派遣された丸部臣等始祖比古汝孝と、在地の女性・吉備比売とする。『播磨国風土記』の天皇説話に關しては長山泰孝の研究が存在するが、長山は天智朝以前から在地で伝承されてきたものが、国司等の整理を経ず原型をほぼ維持して採録された可能性を示唆している^①。前述した婚姻系譜自体の矛盾を加味すれば、『播磨国風土記』の系譜の方

【図12】



意富阿麻比売（尾張連祖）
 ※「記」に基づく。なお、「天孫本紀」尾張氏系譜では五百木之入日子命の妃を尾綱真若刀俣命とし、品匳真若王の妃をその妹の金田屋野姫命とする。品匳真若王の妃は「記」「紀」には確認されない。

がオリジナルであった蓋然性は高い。よって、景行后とワニ氏との関係が浮上することとなる。

詮ずるところ、息長氏などの継体擁立氏族が、継体と直接的に繋がる四世紀代の王統譜上に自氏出自后妃を位置付けることにより、継体との更なる密接化を図ったのであり、そうすることで各氏族の尊貴性の顕在化が達成されたのである。

だが、そう考えるだけでは片手落ちであり、舒明自身にもメリットがあつたと把握しなければならぬ。前述したように、舒明はワニ・尾張・息長各氏の血を引いているのだが、六世紀以降の王統の直接的な祖である継体^②に至る王統譜上に、ワニ・尾張・息長氏出自后妃の所生皇子などが、天皇位を継承するという事象を複数例造作することは、それら氏族の血を引く舒明の即位の正統性を具現化することに繋がる。換言すれば、天皇を多数輩出したそれら氏族の血統に連なる舒明は、皇位継承の絶対性を獲得することとなるのだ。それゆえに、息長氏などが王統譜の改作等を実施したのは、舒明の命に基づくものであつたと想定され、畢竟、舒明朝における修史事業とは、あくまでも舒明の意向に端を発して展開された王権主導の事業であつたと考えるべきなのである。^⑩

以上、舒明朝における修史事業の実態に関して論究した。このような意図で成立した「帝紀」および「旧辞」であつたが故に、舒明の孫である元明は、太安万侶にそれらを素材として『記』という一書を編纂させ、世間に公表させたと考える。なお『続日本紀』天平勝宝元年四月甲午朔条の宣命において、安閑・宣化の母系出自氏族である尾張氏、欽明・敏達のそれであるワニ氏（図11）が除外され、特に舒明を起点として選出が行われていることから、奈良時代の王族・貴族層の舒明に対する特別な意識の存在が確認できるのだが、そのようなことも十分考慮する必要があるろう。また、応神あるいは継体に集約される王統譜、主に四世紀代の王統譜上に位置する后妃の実在性は皆無に近く、その出自氏族を素材として四世紀および五世紀の政治過程を復元すべきでないことが明確になつたといえよう。

第二節 舒明朝における政治状況

前節では、舒明が自らの即位の正統性を主張するために、修史事業の実施を命じたことを論じたが、本節では、その実施に至らした要因に関し試論を提示したい。

『記』を見渡してみると、蘇我氏関連の系譜・伝承が希薄なことは否定できない。建内宿禰系譜からは蘇我氏の優越性が看取されない^⑬、蘇我氏の祖・蘇我石川宿禰は伝承上影が薄いと^⑭いつた指摘は留意すべきであり、その他の蘇我氏の祖先も『紀』には確認されるが、『記』には全くみえず、『紀』推古二十年二月庚午条にみえる、蘇我氏の系譜と想定される「氏姓之本」が活用され得ていないといえるのである。

さらに、この点に関しては、推古死後の皇位継承問題を取り上げなければならない。舒明が即位するに至る経過については、舒明即位前紀に詳細に記述されているが、蘇我臣蝦夷は、蘇我氏とは血縁関係のない舒明を即位させることを目論み、厩戸皇子の子・山背大兄王を支持する同族の境部臣摩理勢を殺害する。蝦夷が舒明の即位を推進したのは、舒明と蘇我氏腹の法提郎媛の所生皇子・古人大兄の存在からであろうが、^⑮加えて、蘇我氏と舒明との協調関係も配慮すべきだろう。しかし、舒明朝の修史事業には蘇我氏関連の系譜等が撰取されなかつたと想定され、このことから協調関係よりむしろ敵対関係を推測し得る可能性がある^⑯。勿論、『記』の編纂者・太安万侶による削除も考えられるのだが、『記』編纂を安万侶に命じた元明の母は、蘇我倉山田石川麻呂の女・姪娘であり、^⑰蘇我氏関連の伝承等を排除する状況は窺えず、それに拘束される必要性はないと思える。

そこで、先の推測を前進させるために、以下の史料を検討したい。

『日本書紀』皇極元年是歲条

是歲、蘇我大臣蝦夷、立_三祖廟於葛城高宮、而為_二八侂之儔。遂作_三歌曰、(略)。又盡_三拳_二國之民并百八十部曲、預造_三雙墓於今

来。一曰「大陵」。為「大臣墓」。一曰「小陵」。為「入鹿臣墓」。望死之後、勿使勞人。更悉聚上宮乳部之民、云、乳部、此、云、美、父、使築塚所。於是、上宮大娘姫王、發憤而歎曰、蘇我臣、專擅國政。多行無禮。天無二日、國無二王。何由任意悉役封民。自茲結恨、遂取俱亡。

右掲の史料は、蘇我氏の專權記事の一つであり、蘇我氏が、中国では皇帝のみの特権である八佾の儻を実施したこと、墓を大陵・小陵と称したこと、上宮王家の乳部を私役したことを指弾する内容となっている。^⑧しかし、ここで注視したいのはそれらではなく、「望死之後、勿使勞人」という記載に關してである。これは、壽墓を造営した理由を蝦夷あるいは入鹿が語っているものと考えられるが、看過すべきでないのは、皇極元年に舒明陵が造営されていることである。舒明は、舒明十三年十月丁酉に百濟宮で崩じ、同月丙午から一年二ヶ月のあいだ百濟宮の北で殯が継続、葬儀を経た後、皇極元年十二月壬寅には滑谷岡に埋葬される。さらに、翌皇極二年九月には押坂陵に改葬されるのだが、皇極元年に舒明陵が造営されていたことは間違いない。^⑨その際には、役民が徴収され造陵作業に従事させられていたことは確実だが、それを前提とすれば、蘇我氏の壽墓の造営は舒明陵築造に対する反抗的行為と考えられるのではないか。「望死之後、勿使勞人」という言葉は、舒明陵の造営に対する批判、ひいては舒明自身に対する反発から発せられたと推測するのである。それゆえに、舒明朝における舒明と蘇我氏との関係は、少なくともその後半段階には破綻を来していたと把握する必要があるのではなからうか。

如上の解釈が許されるなら、『記』に蘇我氏関連の系譜および伝承が希薄なのは、故意に排除された結果と主張し得る。さらに、舒明朝の修史事業に参画したのは息長氏をはじめとする継体擁立氏族であったことも留意する必要があるだろう。喜田貞吉説^⑩を發展的に継承した林屋辰三郎は、欽明と安閑・宣化の対立、その支持勢力がそれぞれ蘇我氏と大伴氏であったことを抽出したが、息長氏・三尾氏をはじめとする継体擁立氏族は、尾張氏腹の安閑・宣化を支持していたと考えられる。しかし、欽明朝に統一されて以降、それら勢力は蘇我氏の権力に圧迫されていたと想定されるのだが、^⑪欽明と宣化

皇女・石姫の所生子・敏達と息長・ワニ氏腹の女性との婚姻関係の形成により、敏達―押坂彦人大兄―舒明という敏達王系のもとに結集していった。そのような状況のなかで、舒明と蘇我氏との対立関係が惹起する。つまり、息長氏等が舒明朝の修史事業に参画し得た要因については、六世紀から七世紀前半にかけて、蘇我系王族と対立する立場にあった非蘇我系王族を支える勢力の一翼を担っていたからとも考えられるのではなからうか。

このようなことから、舒明が修史事業を命じた要因の一つとして、蘇我氏あるいは蘇我系王族との対立を想定したい。従来、「大化改新」の国外的および国内的要因として、皇極期における諸事象が重視され、舒明朝は政局の波瀾のなかつた比較的平穏な時代と評される場合が多い^②。それは、舒明紀からは政治的紛争などを全く見出し得ないからだだが、私見が成立するならば、そのような通説を覆すことが可能となる。もとより現段階では推測の域を出ず、後日の詳細な検討に期さなければならぬといえよう。

① 「記」敏達段、「紀」敏達四年正月甲子条に、息長真手王を父とすることが確認される。なお、若干付言しておく。従来、息長某王・息長某比売といった「息長」という氏族名を冠する皇族の存在から、息長氏と天皇家との密接な繋がりを想定する見解が多数みられる。その代表例としては岡田精司による継体息長氏出自説（「継体天皇の出自とその背景」『日本史研究』一二八、一九七二年）をあげることができよう。私見は、後述するようにそれに従えないのだが、息長某王・息長某比売という名称を重視し過ぎることに問題がある。なぜなら、息長氏は、応神孫の意富富杼王を氏祖として仰いでおり、少なくとも允恭朝以前には息長氏という氏族は存在しないことになるからである。つまり、継体と密接な関係を構築するために氏祖を意富富杼王に求めた故に、「息長君某の女」とする「后妃」を四・五世紀代の王統譜上に創作し得ず、その代わりに息長某比売といった人名を造作したのだと考

える。息長真手王については、継体妃の父に同名の人物が確認され（「記」継体段、「紀」継体元年三月癸酉条）、同一人物か否かが問われているが、両者共に息長氏の人名造作の基本線に沿って案出されたこと把握すべきで、そのような議論は意味をなさないと思う。

② 南田香融は、舒明の和風諡号「息長足日広額天皇」を、「息長氏が養育したてまつった額の広い（聡明な）天皇」の意と解釈し、息長氏を舒明の湯人と想定している（(1)前掲論文）。妥当な見解であろう。

③ 「記」敏達段、「紀」敏達四年正月是月条。

④ なお、「帝王編年記」には、舒明の夫人として粟田臣鈴子の女・香榊娘がみえ、押坂皇女を儲けたとする。粟田氏はワニ氏同族であり、押坂陵に埋葬されるなど舒明と押坂（城上郡忍坂郷）との関連が認められることから、非常に興味深い史料といえるのだが、「紀」には確認されず信憑性には問題があるといえる。

⑤ 「記」継体段。「記」継体元年三月癸酉条。

⑥ 「記」孝昭段。「記」孝昭「十九年正月丙午条および孝安即位前記」。

⑦ 「記」に依れば、最初の後である播磨福日大郎姫の薨後（「記」景行五十二年五月丁未条）、八坂入媛命が立后されている。（「記」景行五十二年七月己酉条）。

⑧ なお、若野毛二候王と百師木伊呂弁の子・忍坂之大中津比売命は允恭后となり、安康・雄略を儲けている。

⑨ 若建吉備津日子は、「記」景行段には吉備臣等の祖とされるが、孝靈段では吉備下道臣・笠臣の祖とされる。下道臣等への分氏以前には吉備臣という氏姓であったことは確実であり（吉田品「吉備氏伝承に関する基礎的考察——雄略紀七年是歳条を中心として——」）、吉備古代史の展開、塙書房、一九九五年、初出一九八三年）、論述の便宜上、以下、吉備氏に統一する。

⑩ 「播磨国風土記」は、植垣節也校注・訳、新編日本古典文学全集5「風土記」（小学館、一九九七年）に依る。

⑪ 長山泰孝「播磨国風土記と天皇系譜」「古代国家と王権」、吉川弘文館、一九九二年、初出一九八九年。

⑫ 第二章第二節で取り上げた「続日本紀」天平勝宝元年四月甲午朔条の宣命に、聖武から世代的にかけ離れた継体の母の出自氏族が取り上げられているのは、八世紀の王族・貴族が、継体を現王統の直接的な祖先として捉えていたことを如実に示すと考える。そして、その意識は六・七世紀に遡及すると考えて大過なからう。

⑬ 景行后がワニ氏同族の出自であったにもかかわらず、吉備氏の系譜に改変された理由については、吉備比売という名および印南野に吉備氏の後裔が居住していた事実（『続日本紀』天平神護元年五月庚戌条、『日本三代実録』元慶三年十月廿二日条）は見逃せないが、それらよ

りも舒明と吉備氏との関係に留意する必要があると思う。舒明后・

皇極の母は吉備姫王であり、その名から吉備氏が資養にあたった可能性が高く、また、舒明は吉備国蚊屋采女とのあいだに蚊屋皇子を儲けている。そして、舒明が建立した百濟大寺である蓋然性の高い吉備池廃寺（詳細は、小澤毅「吉備池廃寺の発掘調査」『佛教藝術』一三五、一九九七年、を参照）は、桜井市吉備に所在しており、吉備真備の別業が存在したと伝えられるなど、そこは吉備氏の畿内における拠点であった可能性も残されている。これらのことから、舒明と吉備氏との密接な関係を媒介として先の改変が行われたと想定するが、これに因してはより詳細な分析が必要であり、後考に期したい。

⑭ 岸俊男「たまきはる内の朝臣——建内宿禰伝承成立試論——」『掲掲書』初出一九六四年。

⑮ 直木孝次郎「巨勢氏祖先伝承の成立過程」『日本古代の氏族と天皇』、塙書房、一九六四年、初出一九六三年。

⑯ 蘇我満智宿禰——「記」履中二年十月条。なお、「古語拾遺」（安田尚道・秋本吉徳校注、新撰日本古典文庫四「古語拾遺・高橋氏文」、現代思想社、一九七六年、に依る）には、雄略朝における三蔵校尉という古伝の可能性の高い記事がみえる。蘇我轅子宿禰——「記」雄略九年三月および五月条。

⑰ 坂本太郎著作集第一巻「古代の日本」第一編・一、吉川弘文館、一九八九年、初出一九六〇年。

⑱ 舒明紀に政治的諸関係を具体的に捉えることが可能な史料は皆無である。ただし、室町時代中期頃に成立したとされる「多武峯縁起」（『新校群書類従』第一九巻）に「岡本天皇舒明御宇九年酉之比、大臣蘇我蝦夷、號・豊浦大臣。企叛」とみえるのだが、かなり時代の降った史料であり容易に信用することはできない。「記」舒明九年是歳

条には蝦夷の叛乱が記され、また、『紀』皇極元年十月丁酉条に蘇我蝦夷が自宅に蝦夷を招いたことがみえるのを踏まえれば、蝦夷という称の共通性から、舒明九年に係けて蘇我蝦夷の叛乱計画という事象が案出された可能性は否定できないと思う。

⑬ 『紀』天智七年二月戊寅条。なお、七世紀後半から八世紀初頭にかけて蘇我（石川）氏は后妃だけでなく、長屋王や藤原氏といった有力王族・氏族のもとにも女を嫁がせている。その詳細および意義に関しては、倉本一宏「古代氏族ソガ氏の終焉」（『日本古代国家成立期の政権構造』、吉川弘文館、一九九七年、初出一九九一年）を参照。

⑭ 蘇我氏の専権記事については、皇極紀に他にもみえるが、『紀』皇極元年十月壬子条、皇極三年十一月条など、乙巳の変に正当性を付すための『紀』編者の造作ということも考慮する必要がある。しかし、私は史実としてある程度信用しても良いと考える。なぜなら、皇極は、『本朝皇胤紹運録』では欽明と堅塩媛の所生皇子・桜井の孫となつてゐること、『藤氏家伝』上に、蘇我入鹿が皇極の「寵幸近臣」と記されていること（『藤氏家伝』上は、沖森卓也他編『藤氏家伝 鎌足・貞懋・武智麻呂伝 注釈と研究』吉川弘文館、一九九九年、に依る）、皇極の前夫・高向王は、蘇我系の天皇である用明の孫で、その子・漢皇子と共に資養氏族を蘇我氏と関係の深い高向臣氏・倭漢氏に求め得る可能性のあること（斉明即位前記参照）を踏まえれば、皇極と蘇我氏との結び付きは否定できないからである。こう考えることで、中大兄皇子・中臣鎌足が、入鹿暗殺を皇極に事前に通知しなかったことを合理的に説明し得ると思う。

舒明崩後、蘇我氏は古人大兄皇子の皇位継承を所望したであろうが、山背大兄王もおり、抗争を回避するため舒明后である皇極が即位する。皇極は蘇我氏と血縁関係があり、蘇我氏も納得の上の結果であった。

この皇極の庇護のもとで、蘇我氏の専横な言動が少なからず展開されたと想定すべきである。

⑮ 天武は朱鳥元年九月丙午に崩御、持統二年十一月乙丑に大内陵に埋葬されるが、殯期間中の『紀』持統元年十月壬子条に「皇太子率公卿百寮人等并諸国司国造及百姓男女、始築大内陵。」とみえる。このようなことが参考となろう。

⑯ 喜田貞吉「継体天皇以下三天皇皇位継承に関する疑問」喜田貞吉著作集 3 国史と仏教史、平凡社、一九八一年、初出一九二八年。

⑰ 林屋辰三郎「継体・欽明朝内乱の史的分析」日本史論叢一「古代の環境」、岩波書店、一九八八年、初出一九五二年。なお、継体・欽明朝の問題の根幹をなすのは紀年の錯綜であるが、これに関しては川口勝康が指摘するように（『紀年論と「辛亥の変」について』『日本古代の社会と経済』上、吉川弘文館、一九七八年）、『紀』編者が王権の分裂を糊塗するために、意図的に二種類の百済暦を用いた結果とするのが妥当と考える。

⑱ 最初に、尾張氏と蘇我氏との関係について述べる。『紀』宣化元年五月辛丑朔条は、筑紫官家の設置に伴い、各屯倉から穀を運搬させたことを記しているが、蘇我稲目は尾張連を派遣し尾張国の穀を、物部鹿鹿火は新家連を派遣し新家屯倉の穀を、阿倍臣は伊賀臣を派遣し伊賀国の屯倉の穀をそれぞれ筑紫に運ばせている。ここで注目すべきは物部氏と新家氏、阿倍氏と伊賀氏との関係で、「天孫本紀」および『紀』孝元七年二月丁卯条などから、同族関係にあることが看取される。一方、蘇我氏と尾張氏とは同祖関係にないが、上記の事例を踏まえて先学が指摘するように（新井喜久夫「古代の尾張氏について（上）」『信濃』二二一一、一九六九年。加藤謙吉「蘇我氏と大和王朝」第一・一、吉川弘文館、一九八三年）、何らかの関係を有してい

た故に殺の運搬が命じられたと考えるべきだろう。

ワニ氏に関しては、崇峻即位前紀七月条にみえる蘇我馬子主導の物部守屋討伐軍のなかに、春日臣および敏達と春日氏腹の妃との所生皇子である難波・春日が確認される。また、息長氏に関しては、蘇我氏と対抗するだけの政治力を有していたとする見解もあるが(村山光一「大化改新前夜における息長氏の政治的役割」『史学』四四一三、一九七二年)、息長氏と強い繋がりのある舒明の妃として蘇我氏出自の法提郎媛がみえ古人大兄を儲けている事実は、蘇我氏の権力に圧迫されてきたと推測すべきだろう。

最後に、三尾氏と蘇我氏との関係について触れておくが、三尾氏の本拠と想定される越前三国地方に設置された国造・三国国造は、「国

おわりに

以上、本論において、『記』へと繋がる「帝紀」・「旧辞」の完成時期は舒明朝であること、息長氏をはじめとする継体擁立氏族が両書の改作事業に参画し継体との関連性をより強化させたこと、息長・ワニ・尾張氏出自后妃が王統譜に重層的に配置されることにより、舒明即位の正統性が具現化し得たことなどを指摘した。なお、『記』の王統譜において、ワニ・尾張氏等に比し息長氏の系譜が明瞭に確認されるのは、舒明との血縁関係が最も濃密であったからであり、一方、息長氏などとは異なり伊勢大鹿首氏の出自后妃が四・五世紀代の王統譜上に看取されないのは、舒明の祖母である伊勢大鹿首小熊の女・菟名子夫人が采女であり、敏達との婚姻が偶発的であったからと考える。

加えて、舒明期の修史事業実施の要因の一つを、舒明と蘇我氏あるいは蘇我系王族との政治的対立に求め得る可能性を示唆した。これに関しては、推古朝の修史事業の内実を検討することにより最終的な判断を下したいと考えている。縷述

造本紀」では蘇我氏と同祖を主張している。また、継体母・振媛の母は余奴臣(江沼臣)の出身であるが(「上宮記」逸文系譜参照)、江沼臣も蘇我氏同族とある(『新撰姓氏録』大和国皇別・江沼臣条。加えて、信憑性の問題があるが、「越中石黒系図」(『加能史料』奈良・平安一、石川史書刊行会、一九八二年)に、振媛の故郷・三国坂中井(継体即位前紀)を本拠とすると目される坂名井臣が、武内宿祢の孫・真猪宿祢を氏祖としているのが確認される。これらの史料から類推して、三尾氏もまた蘇我氏に追従していた可能性が高いと考えておきたい。

② 関見「大化改新の研究」上、第一部・第二章(吉川弘文館、一九九六年)など。

したように、「紀」推古二十八年是歳条では、厩戸皇子・蘇我馬子により「天皇記」・「国記」等が編纂されたとするが、天皇号の成立は天武朝である可能性が高く、^②そのような名の書物が実際に作成されたかが問題となる。津田左右吉は、断定はしないものの「帝紀」・「旧辞」の改作がその実態ではなかったかと指摘している。^③もしこれが是認されるなら、「記」に蘇我氏の系譜・伝承がほとんど見えないことより、舒明朝の修史事業において、推古朝に蘇我氏が定立した系譜・伝承を払拭した蓋然性が非常に高いといえることとなろう。

以上、少ない史料、および膨大な先行研究に基づき推測に推測を重ねてきた故、思わぬ過誤を犯しているかもしれない。諸賢の御叱正を賜れば幸甚である。

① 『紀』敏達四年正月是月条。

戦い」、中央公論社、一九八六年。

② 鎌田元一「大王による国土の統一」『日本の古代』⑥ 王権をめぐる

③ 津田左右吉前掲書、下巻、第四篇・第四章。

Introduction to the Theory of the Compilation of the *Teiki* and *Kyūji*

by

SASAKAWA Naoki

It has been generally accepted that the *Teiki* (“Imperial Chronicles”) and *Kyūji* (“Ancient Dicta”), the source materials for the *Kojiki*, were compiled during and after the reign of Emperor Tenmu (reigned 673-86). From the preface to the *Kojiki*, however, it cannot be ascertained that the research and compilation of the *Teiki* and *Kyūji* were done by Tenmu. Furthermore, the process was flawed by which it was determined that after Tenmu’s reign the imperial lineages were recast in the *Kojiki*. In fact, it was before the reign of Emperor Tenji (reigned 661-72) that the two works were compiled in a form that directly links them on the *Kojiki*.

On this premise, mainly by analyzing the imperial lineages in the *Kojiki*, the existence of a historical compilation project in the court of Emperor Jomei (reigned 629-641) can be discerned, though it cannot be confirmed in extant sources. Central to the project were familial groups supporting Emperor Kitai (reigned early sixth century), namely the Okinaga, the Wani, and the Owari families. In this historical compilation project, these families created various imperial lineages which asserted their nobility and their direct connection to Emperor Keitai. This is not to say, however, that these were the only families with influence. The families participating in the historical compilation project were related by blood to the Bidatsu imperial line, consisting of Emperor Jomei. As such, they sought to actualize the legitimacy of the Jomei succession. To this end, they also fabricated multiple examples of imperial princes, sons of these empresses, succeeding to the throne. On this basis, then, it becomes clear that the historical compilation project of the Jomei court took place under imperial leadership, based on and driven by the inclinations of Emperor Jomei.